

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

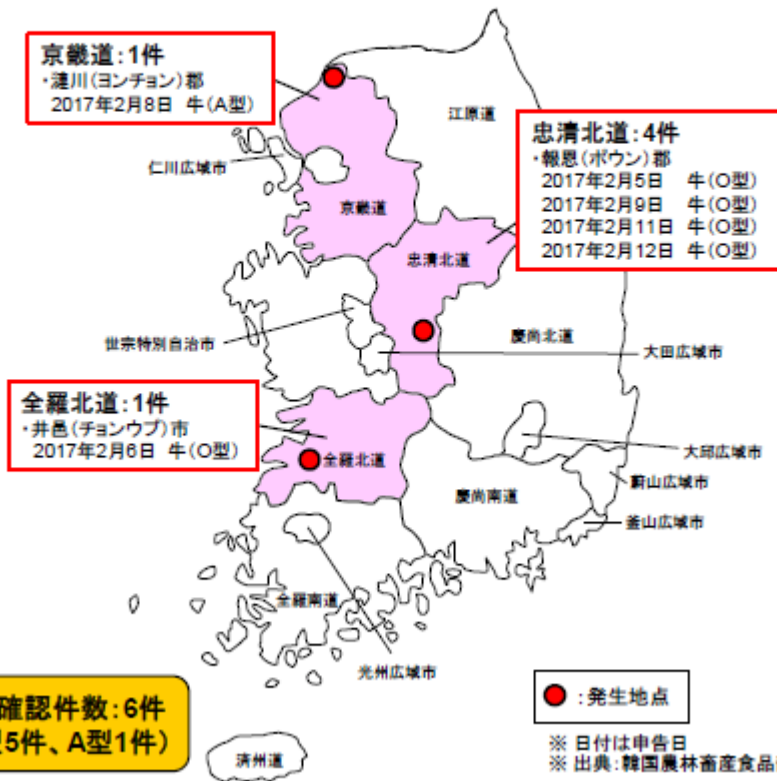
TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



## 韓国で口蹄疫が発生しました！！

2017年2月12日現在

### 韓国における口蹄疫の発生状況 (2017年2月以降)



○韓国では、2010年12月から全国的に口蹄疫ワクチン接種を実施しており、繰り返し口蹄疫が流行

○2017年は、2種類(O型とA型)の口蹄疫ウイルスによる発生が確認されている

○2017年に発生しているO型のウイルスは、近年に韓国内で流行したものと異なる系統のウイルスとされている

○近年における口蹄疫の流行(O型)

- ・2016年1月～3月 21件(豚21件)
- ・2014年12月～翌年4月 185件(牛5件、豚180件)
- ・2014年7月～8月(豚3件)

平成29年2月5日、韓国で約11か月ぶりに口蹄疫が発生しました。また、その2日後の2例目発生に続き、2月12日現在では6例発生しております。そのため、今後の継続発生も懸念されます。

今回発生している口蹄疫ウイルスは、直近3年間に韓国で発生したものと系統が異なります。韓国への新たなウイルスの侵入から、地理的に近い日本への本病ウイルスの侵入リスクが高い状況にあるといえます。

次の事項に留意の上、畜産関係者の方々は引き続き警戒をお願いします。

#### (1) 発生予防の徹底

口蹄疫等が発生している国に対して、渡航や畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを、従業員も含め可能な限り自粛して下さい。

また、農場内へ不要・不急な者を立ち入らせることのないよう、関係者以外の立入を制限しましょう。やむを得ず車や人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないようにして下さい。

(2) 効果的な消毒

踏込消毒槽の消毒液は、汚れで効果が薄れます。先に長靴を水洗いをするか、こまめに消毒液を交換してください。□蹄疫の消毒薬として逆性石けんは不適です。酸性もしくはアルカリ性の消毒薬(塩素系、グルタルアルデヒド系)を使用してください。

(3) 迅速な通報

日頃から家畜の観察を徹底し、□蹄疫を疑う症状が見られた場合は、速やかに当所までご連絡下さい(年末、年始、休日でも対応しています)。



宮崎県提供

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
□蹄疫	中国	11月22日、1月5日	牛/羊/山羊/豚	O型
	ロシア	11月22日、27日、12月14日	牛/羊/山羊/豚	O型
高病原性 鳥インフルエンザ	韓国	11月16日~1月12日	家きん	H5N6
	中国	1月1日	コクチョウ	H5N8
		1月11日	がちょう	H5N6
	台湾	12月17日~1月1日	地鶏	H5N8
		12月29日	あひる	H5N2
		1月5日	地鶏	H5N2
		12月26日、27日	家きん	H5
	ロシア	1月1日、5日	コブハクチョウ	H5
		1月3日	コブハクチョウ/シュバシコウ/ ヨウム/フクロウ	H5
		1月8日	鶏	H5

# 国内養鶏場及び野鳥でのHPAI発生状況

## 【国内養鶏場でのHPAI発生状況】

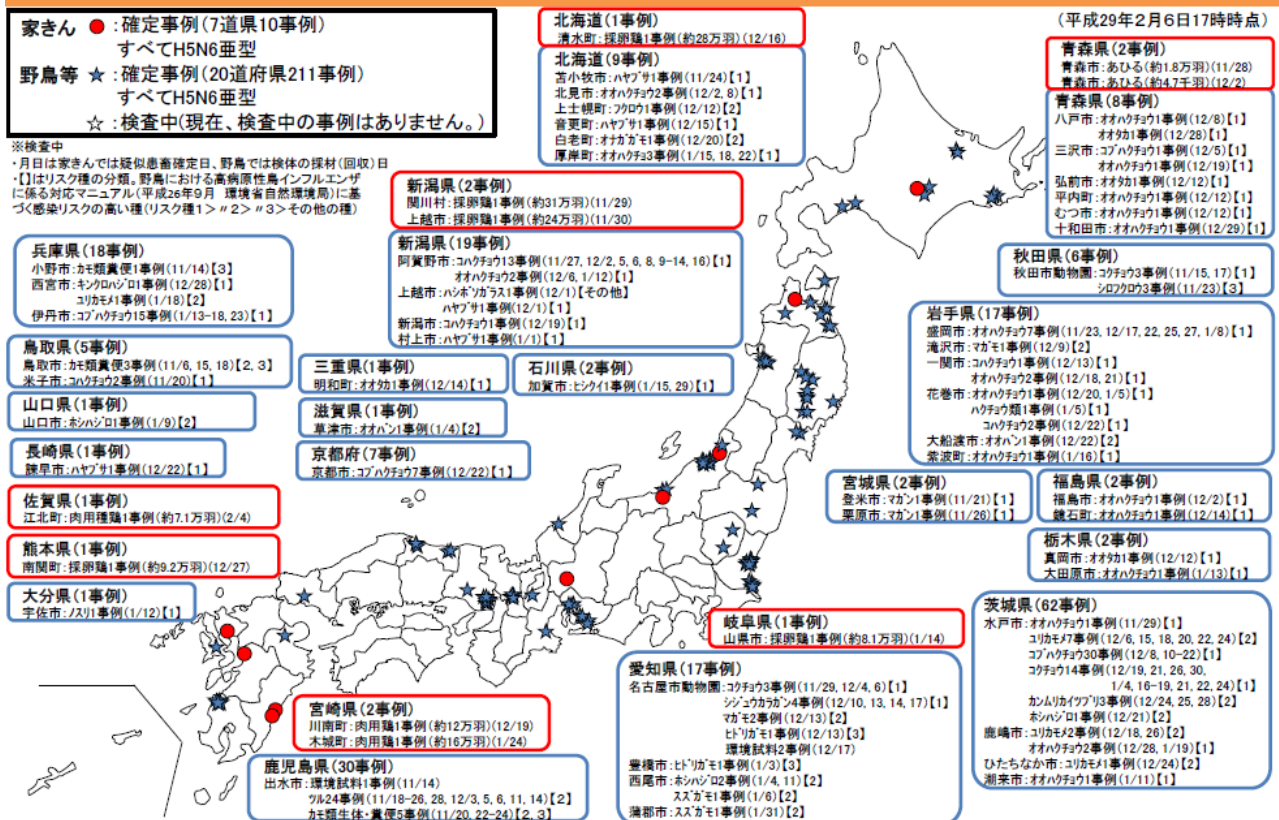
国内養鶏場では、平成29年2月9日時点で、7道県11農場で発生が確認され、約137万7千羽が殺処分されています。なお、各発生農場から分離されたウイルスの亜型は、全てH5N6亜型でした。

発生順	発生確定日	所在地	飼養家さん種（飼養羽数）
1例目	平成28年11月28日	青森県青森市	あひる（ワヨ鴨）、約1万8千羽
2例目	平成28年11月29日	新潟県関川村	採卵鶏、約31万羽
3例目	平成28年11月30日	新潟県上越市	採卵鶏、約24万羽
4例目	平成28年12月2日	青森県青森市	あひる（ワヨ鴨）、約5千羽
5例目	平成28年12月16日	北海道清水町	採卵鶏、約28万羽
6例目	平成28年12月19日	宮崎県川南町	肉用鶏、約12万羽
7例目	平成28年12月27日	熊本県南関町	採卵鶏、約9万2千羽
8例目	平成29年1月14日	岐阜県山形市	採卵鶏、約8万1千羽
9例目	平成29年1月24日	宮崎県木城町	肉用鶏、約16万羽
10例目	平成29年2月4日	佐賀県江北町	肉用鶏、約7万1千羽 (関連農場 約2万9千羽含む)

## 【国内野鳥におけるHPAI出状況】

農水省HP：[http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/H28AI/h28\\_hpai\\_kokunai.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/H28AI/h28_hpai_kokunai.html)より

国内における野鳥では、平成28年2月6日時点で、20道府県220事例確認されており、分離されたウイルスの亜型は全てH5N6亜型でした。



# 定期報告及び畜産統計調査に御協力ください

平成23年度より、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定に基づき、家畜飼養者は毎年2月1日現在の家畜の飼養状況について、県に毎年1回報告することが義務付けられました。

## 【家畜】

- 偶蹄類：牛・水牛・豚(ミニブタを含む)・いのしし・めん羊・山羊・鹿
  - 奇蹄類：馬(ポニーを含む)
  - 鳥類：鶏・うずら・あひる・きじ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥
- を1頭(羽)以上飼養する方は家畜伝染病予防法に基づく定期報告が必要です。

畜産農家の皆様には、「家畜伝染病予防法及び畜産統計に係る調査表」が送付されておりますので期限までに、各市町村に提出をお願いします。

なお、小規模飼養者※の方についても、各市町村から様式(右図)を送付しておりますので記入のうえ、各市町村に提出をお願いします。

様式がないという方は、最寄りの市町村畜産担当部署、又は各家畜保健衛生所までご連絡ください。熊本県のホームページにも様式を掲載しています。以下のURLからご覧下さい。

URL：  
[http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_6856.html](http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_6856.html)

【小規模家畜飼養者調査表】(家畜保健衛生所保管)

家畜伝染病予防法及び熊本県畜産統計に係る調査(平成29年2月1日時点)

家畜所有者の氏名	印		
家畜所有者の住所	〒		
連絡先	電話番号：	FAX：	

農場の名称及び住所	名称： 住所：〒	所有者と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> を <input type="checkbox"/> を
農場管理者の氏名及び住所	氏名： 住所：〒	所有者と同じ場合は <input checked="" type="checkbox"/> を <input type="checkbox"/> を
連絡先	電話番号：	FAX：

**その他家畜**

※農場(同一敷地)ごとに、該当する家畜の飼養頭数を御記入ください。  
 ※農場が複数ある場合、別紙調査票を御活用ください。

動物種	飼養頭数	小規模頭数基準	動物種	飼養頭数	小規模頭数基準
水牛	頭	1頭	鶏	羽	99羽以下
めん羊	頭	5頭以下	あひる・あいがも	羽	
山羊	頭		七面鳥	羽	
ミニブタ	頭		うずら	羽	
いのぶた	頭		ほろほろ鳥	羽	
いのしし	頭		きじ	羽	
鹿	頭	1頭	だちょう	羽	9羽以下
馬	頭	1頭	その他 ※特内に家畜種を御記入ください。		
ポニー	頭		( )	羽	
その他 ※特内に家畜種を御記入ください。			( )	羽	
( )	頭		( )		
( )	頭		( )		
( )	頭		( )		

※小規模飼養者とは下記の頭数を飼養する方です

- |                            |        |
|----------------------------|--------|
| (1) 牛・水牛・馬                 | 1頭まで   |
| (2) 豚・いのしし・めん羊・山羊・鹿        | 5頭以下   |
| (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ホロホロ鳥・七面鳥 | 100羽未満 |
| (4) ダチョウ                   | 10羽未満  |

## 毎月20日は家畜防疫の日

毎月20日は飼養衛生管理基準の自己チェックおよび農場消毒を行う日です。口蹄疫や鳥インフルエンザ、PED等の家畜伝染性疾病の侵入を防ぎ発生を予防するためには、地域全体の衛生水準を上げる事が重要です。農場を守るため、20日の飼養衛生管理の自己チェックと消毒を習慣化させましょう！

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！

URL：<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

